

岩国市監査告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項の規定による監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので、次のとおり公表します。

令和7年3月25日

岩国市監査委員 平 井 健 司

岩国市監査委員 品 川 充 洋

岩国市監査委員 丸 茂 郁 生

## 令和6年度第4回定期監査結果

### 1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項の規定による監査

### 2 監査の対象

文化スポーツ振興部 文化スポーツ課、文化財課（各分室含む）、錦帯橋課

産業振興部 商工振興課、観光振興課、シティプロモーション課

農林水産部 農林振興課、農林整備課、水産港湾課、流通課

### 3 監査の実施期間

令和7年1月17日から同年2月18日まで

### 4 監査の着眼点及び実施内容

監査に当たっては、岩国市監査基準（令和2年4月1日制定）に準拠し、財務に関する事務の執行が法令の趣旨に沿って適正かつ効率的、合理的に行われたかを着眼点として、主として令和6年度の財務に関する事務（予算の執行、収入、支出、契約、現金等の出納と保管、財産管理等の事務）の執行について、事前に関係部局から必要な資料の提出を求め、監査当日に関係職員から説明聴取などを行うことにより実施した。

### 5 監査の結果

以上のとおり監査した限りにおいて、令和6年度の財務等に関する事務事業の執行処理状況については、関係法令等に基づいて、おおむね適正かつ効率的、合理的に行われていると認めた。